

応募手続きのご案内

TBJH合同会社による株式会社東芝株式の公開買付け

TBJH合同会社

(公開買付代理人/SMB C日興証券株式会社)

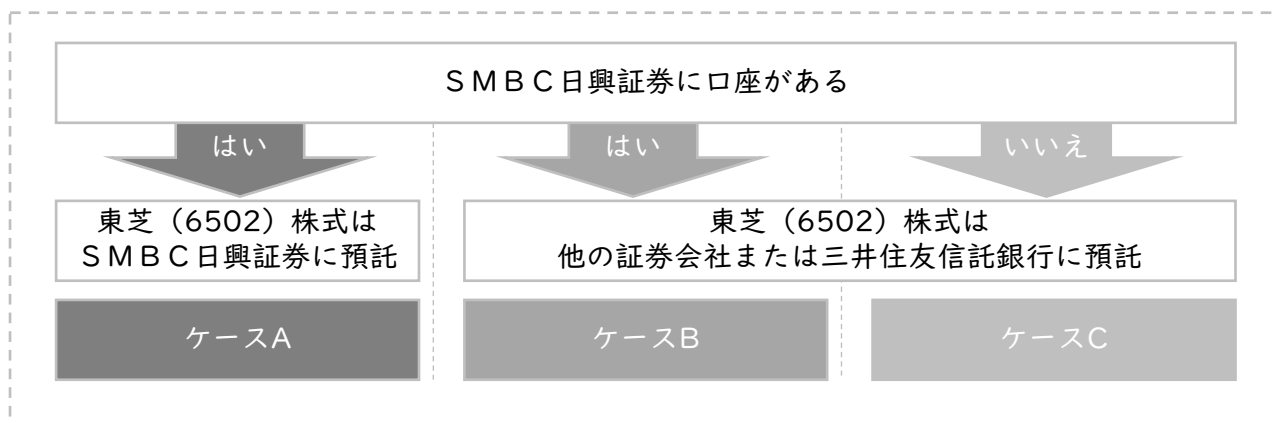
- ※ 口座開設及び公開買付けの応募手続きは、公開買付代理人であるSMB C日興証券ホームページ (<https://www.smbcnikko.co.jp>) 内の「株式会社東芝【6502】株式公開買付け (TOB) お手続き方法のご案内」にも掲載されています。以下のコードからアクセスしてご参照ください。



- ※ 本公開買付けの詳細につきましては、SMB C日興証券より書面または電子交付される公開買付説明書をご覧ください。
- ※ 本ご案内は、既に公開買付けの応募手続きが完了されている株主のみなさまにも一律でお送りしております。
- 既にお手続きがお済みの場合は、特段のご対応は不要です。

1. 公開買付け応募手続きの手順

ご応募のお手続きは、SMB C日興証券の口座の有無ならびに東芝 (6502) 株式の預託場所により、以下のケースに大別されます。お客さまが該当されるケースをご確認ください。



ケースA 東芝（6502）株式はSMBC日興証券の口座に預託

1. オンライントレード（日興イーजीトレード）でのお手続き

日興イーजीトレードにログイン後、お取引メニュー＞公開買付け＞取扱銘柄一覧画面へ進み、東芝（6502）を選択してお申し込みください。

2. お電話でのお手続き

郵送で必要書類をお送りいたします。「公開買付説明書」をお手もとにご用意いただき、公開買付け専用フリーダイヤルへお電話ください。

【公開買付け専用フリーダイヤル】

0120-250-959 平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

ケースB SMBC日興証券の口座はあるが、東芝（6502）株式は他の証券会社または三井住友信託銀行に預託

1. 東芝（6502）株式を預託されている他の証券会社または三井住友信託銀行に対し、SMBC日興証券への振替（移管）をご依頼ください。

2. 株式の振替（移管）後、「ケースA」の通り、日興イーजीトレードまたはお電話でお手続きください。

ケースC SMBC日興証券に口座はなく、東芝（6502）株式は他の証券会社または三井住友信託銀行に預託

1. SMBC日興証券にお取引口座を開設してください。

2. 東芝（6502）株式を預託されている他の証券会社または三井住友信託銀行に対し、SMBC日興証券への振替（移管）をご依頼ください。

3. 株式の振替（移管）後、「ケースA」の通り、日興イーजीトレードまたはお電話でお手続きください。

2. ご注意いただきたい事項

日興イーजीトレードでの公開買付け応募手続きについて

- 日興イーजीトレードによる応募申込はパソコンサイトのみでご利用いただけます。スマートフォンサイト、SMBC日興証券アプリからは応募申込いただけません。
- 日興イーजीトレードでの公開買付け応募手続きには、Eメールアドレスのご登録が必須です。
- お客さまのご登録状況およびご登録は、日興イーजीトレード：トップ→各種お手続き →口座情報→Eメールアドレスより、ご確認またはご登録ください。

東芝（6502）株式の振替（移管）について

- 株式の振替（移管）には相応の日数を要します。お手続きが間に合わない場合がありますので、東芝（6502）株式を預託されている証券会社や三井住友信託銀行に口座振替日程をご確認いただき、お早めにお手続きください。
- 9月は第2四半期決算月となるため、株式の振替手続きが制限される場合があります。
- 株式の振替（移管）に必要なSMBC日興証券におけるお客さまの加入者口座コード（21ケタ）は、日興イーリートレード：トップ→各種お手続き→口座情報画面にてご確認ください。
- 信託銀行の特別口座からの振替（移管）につきましては、直接三井住友信託銀行で手続きを行う場合に比べて日数を要しますが、SMBC日興証券で代行手続きを行うことも可能です（お申込みは下記の「公開買付け専用フリーダイヤル」となります。）。

SMBC日興証券の口座開設について

- SMBC日興証券の口座開設は、スマートフォンやパソコンでお手続きいただけ、スマートフォンであれば最短即日・パソコンであれば最短3日で手続きが完了いたします。
- スマートフォンでの口座開設の場合、以下のコードを読み取ってお手続きください。



- 郵送での口座開設をご希望の場合は、以下の公開買付け専用フリーダイヤルで承ります。

【公開買付け専用フリーダイヤル】

0120-250-959 平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

※ 応募手続き書類のご請求については、株主ご本人さまに限らせていただいております。

※ SMBC日興証券ホームページ（<https://www.smbcnikko.co.jp>）もご参照ください。

3. よくあるお問い合わせ

Q1.公開買付けに応募する場合とスクイーズアウトの手続きになる場合との違いはどのようなことですか。

個人株主が、本公開買付けに応募、本公開買付けが成立した場合には、公開買付説明書に記載されている「決済の開始日」以降にSMBC日興証券の口座に売却代金が入金されます。この場合の税金にしましては、市場で他の株式を売却した場合と同様、上場株式等の譲渡の取扱いとなります。譲渡損益は税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の申告分離課税の対象となります（詳細はQ.6を参照）。スクイーズアウトの手続きになる場合は、本公開買付けに応募した場合に比べて、数カ月先に売却代金が入金されることになります。この場合、税金は上場廃止後の株式の金銭交付となり、非上場株式の譲渡の取扱いとなります。譲渡損益は税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の申告分離課税の対象となりますが、上場株式等の譲渡損益との損益通算を行なえなかったり、確定申告が必要となる場合が発生します（詳細はQ.9を参照）

<p>Q2.公開買付けが成立しない場合にはどうなりますか？</p>
<p>株主の皆様からの本公開買付けへの応募が少なく、買付予定数の下限に達しなかった場合には本公開買付けは不成立となり、買付けは一切実施されません。その場合、東芝株式は上場が維持され、株価が引き続き市場により変動することとなります。また、TBJHが提案しております成長戦略が実施出来ないことにもなります。</p>
<p>Q3.公開買付けに応募する場合、手数料はかかりますか。</p>
<p>応募手数料はかかりません。但し、他の金融機関からSMBC日興証券に株式を振替（移管）する際に移管手数料等がかかる場合があります。なお、SMBC日興証券では時価総額10万円以上の株式を移管いただいた際は、お客さまが移管元金融機関で負担された移管手数料相当額をSMBC日興証券のお客さま口座に入金するサービスがございますので、詳細については事前に日興コンタクトセンターまでお問い合わせください。</p>
<p>Q4.公開買付けに応じて株式を売却した場合、いつからお金を受け取れますか。</p>
<p>公開買付説明書に記載されている「決済の開始日」以降にSMBC日興証券の口座に入金されます。SMBC日興証券の口座からのご出金方法につきましては、同社ホームページの「入出金・お預け替え」をご参照ください。</p>
<p>Q5.公開買付けに申込みをしなかった場合どうなりますか。</p>
<p>引き続き東芝の株主となります。但し、買付者が買付予定数の下限（発行済み株式総数の66.7%）以上を取得し、公開買付けが成立した場合、公開買付けに応募されなかった東芝株主に対しては、会社法上の株式等売渡請求又は株式併合（スクイーズアウト手続き）の手続きによって、最終的に金銭を交付することが予定されております。この場合、金銭が交付されるタイミングについては公開買付けの終了日から数ヶ月後になります。</p>
<p>Q6.個人株主が公開買付けに応募した場合、税金はどうなりますか。</p>
<p>市場で上場株式を売却した場合と同様、上場株式等の譲渡の取扱いとなります。譲渡損益は税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の申告分離課税の対象となり、年間を通じて発生した他の上場株式等・公社債等の譲渡損益や申告分離課税の対象となる利子・配当等との損益通算が可能です。損益通算の結果、譲渡損失の金額が残る場合には、確定申告により、翌年以降3年間の譲渡損失の繰越控除も認められています。また、特定口座（源泉徴収あり）で保有している場合には、税率20.315%の源泉徴収で課税関係を終了することができます。なお、恐れ入りますが、税務上の具体的な内容に関するご質問等や確定申告の手続きに関しましては、所轄の税務署や税理士等の専門家に直接ご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p>Q7.スクイーズアウト手続きで金銭交付を受ける場合、いつからお金を受け取れますか。</p>
<p>一般的には、公開買付けの終了日から数ヶ月後になります。</p>
<p>Q8.スクイーズアウト手続きでの金銭交付は、証券会社で受け取れますか。</p>
<p>スクイーズアウト手続きの時点では、東芝株式は非上場株式になっていますので、証券会社では受け取れません。支払方法確定後、東芝の株主名簿管理人である三井住友信託銀行から支払方法についてご連絡があります。</p>
<p>Q9.個人株主が公開買付け成立後のスクイーズアウト手続きにより上場廃止となった後で金銭交付を受けた場合、税金はどうなりますか。</p>
<p>上場廃止後の金銭交付となりますので、非上場株式の譲渡の取扱いとなります。譲渡損益は税率20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の申告分離課税の対象となりますが、非上場株式の譲渡であるため、上場株式等・公社債等の譲渡損益や利子・配当等との損益通算を行うことはできず、翌年以降3年間の譲渡損失の繰越控除も認められていません。また、特定口座やNISA口座で株式を保有している場合でも上場廃止に伴って当該口座から払い出されるため、特定口座やNISA口座内での譲渡とはなりません。したがって、上場廃止後に交付された金銭の額と取得価額との差額が譲渡益となる場合には、原則として確定申告が必要になります。また、譲渡益について確定申告を行った場合、国民健康保険料や、後期高齢者の医療費の窓口負担割合などに影響が生じる可能性がありますので、ご留意ください。なお、恐れ入りますが、税務上の具体的な内容に関するご質問等や確定申告の手続きに関しましては、所轄の税務署や税理士等の専門家に直接ご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>